

公 告

土地改良法に基づく県営中山間地域農業農村総合整備塩屋南部地区高田秋屋野換地区の換地計画の縦覧について

土地改良法第 87 条第 5 項の規定により土地改良事業県営中山間地域農業農村総合整備塩屋南部地区高田秋屋野換地区の換地計画を別紙及び次のとおり縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 4 日

中種子町長 田渕川 寿広



1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し

2 縦覧期間
令和 8 年 9 月 7 日から同年 10 月 7 日

3 縦覧場所
中種子町役場農林水産課

鹿児島県告示第506号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 1 項の規定により、
土地改良事業県営中山間地域農業農村総合整備塩屋南部地区高田秋屋野換
地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算し
て 15 日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 8 年 9 月 4 日

鹿児島県知事

塩田康一



- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 8 年 9 月 7 日から同年 10 月 7 日まで
- 3 縦覧場所
中種子町役場農林水産課